（７）監事による監査報告書

監　査　報　告　書

2025 年５月９日

学校法人　北星学園
　理　　事　　会　　御 中
　評 議 員 会　　御 中

学校法人　北星学園

監　事

監　事

私たちは、私立学校法第 52 条第１項に基づく監査報告を行うため、学校法人北星学園寄附行為第 28 条第１項の規定に従い、学校法人北星学園の 2024 年度（2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日まで）の、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査方法について

(1) 業務について

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会等の重要な会議への出席、常務理事及び事務局等からの業務執行状況に関する聴取及び重要な会議記録・決裁書類等を閲覧するとともに、必要と思われる監査手続きを実施し、業務遂行の妥当性を調査・検討いたしました。

(2) 財産状況について

監査法人からの会計監査の方法・内容に関する報告・説明を受け、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに会計帳簿等の閲覧など、必要と思われる監査手続きを実施し、計算書類等の正確性を検討いたしました。

２．監査結果について

(1) 学校法人北星学園の業務に関する決定及び執行は適正な手続きを経て行われており、文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すべき、業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠しており、学校法人北星学園の収支、財政及び財産状況を適正かつ正確に示しているものと認めます。

以　上